職種：造型　　職務：鋳物砂調整・管理

【概要】

目的の特性を有する鋳型を得るために必要な鋳物砂の管理を行う仕事。

【仕事の内容】

型を作る鋳物専用の砂粒に粘結剤や添加剤を配合して混練する職務である。鋳物砂の性質について理解し適切に管理することが必要とされている。

「生型砂の把握と管理」は主な鋳型、生型砂及びその原材料の種類などを理解し、生型砂を扱う設備の条件（温度、時間等）を設定し、砂の強度などを適度に維持できるよう管理する作業である。「生型砂の混練と調整」は主型を作るために粘土分や水分、その他の配合物を調整しつつ均一になるよう砂を混練する作業であり、「中子砂（熱硬化・ガス硬化）の調整と管理」は中子製作に適した熱硬化やガス硬化向けの中子砂の調整ができ、繰り返し使用される砂が適切な状態に維持できるよう管理する作業である。「有機、無機自硬性砂の調整と管理」はフラン法の特徴などを把握したうえで有機、無機自硬性砂を適度に調節し、管理することである。

また、造型鋳物廃砂を回収してリサイクル業者に委託し、再生生型砂などに再利用する作業が「砂の再生・委託」であり、環境保全活動の一環としても重要である。

【求められる経験・能力】

1. 入職に際して、経験や公的資格は特に必要とされないが、経験者採用の際は、当該業務における専門知識やスキル、資格等が問われることが多い。
2. 技能検定の資格（特級、１級、２級）を取得することで技能が社内で認められて地位が向上することが多い。転職時にも、資格保有者は有利である。
3. 鋳造業や鋳造製品、特に造型作業やプロセスに対する興味や関心を持っていること、さらには造型技法の技能向上への意欲を持っていることなどが挙げられる。

【関連する資格・検定等】

* 技能検定〔厚生労働省　職業能力開発促進法〕

鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業・鋳鋼鋳物鋳造作業・軽合金鋳物鋳造作業・銅合金鋳物鋳造作業）（特級・１級・２級）

* 労働安全衛生資格（作業主任者、免許等）、消防法の危険物取扱資格
* 特別教育を必要とする危険有害業務（労働安全衛生法59条3項、労働安全衛生規則36条）

・一般社団法人日本鋳造協会認定　鋳造カレッジ（鋳造技士）

【厚生労働省編職業分類（小分類）との対応】

　５２１　製銑工、製鋼工

５２３　鋳物製造工